

(別紙1)

八峰町定住促進住宅建設事業に関する要求水準書

1. 事業実施場所

①建設場所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台 17-2 (別添図面参照)

②現況 更地、宅地

面積 1,900m²

更地部分における区画及び町道は未整備

更地部分への上下水道の引き込みは未整備

③地目及び用途区域 宅地、用途区域外

2. 住宅建設計画とその基本条件

①建設時期、建設場所及び集合住宅の規模

建設時期	令和6年度
建設場所	八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台 17番地2【現況更地】
建設棟数	1棟とする。 ただし、提案によりこの限りでない。
建設戸数	提案に基づき2LDK、1LDKあわせて10戸。

駐車台数は、1戸あたり2台分を確保すること。

建設場所については別添図面参照。

②基本条件

- ・八峰町における住生活を考慮するとともに、峰浜地区住宅地の中心部と隣接していることから、周辺環境、自治会活動に十分配慮した整備計画とすること。
- ・周辺景観と調和すること。
- ・建物の経年劣化の低減及び維持管理経費の縮減に配慮すること。
- ・戸数の配置計画についても明記すること。
- ・上下水道設備については、別途図面のとおり旧八峰町峰浜庁舎で使用していた止水栓および公共枴が設置されているが、定住促進住宅建設事業において、上下水道設備の再利用の可否を精査し、再利用出来ない場合は、町と協議を行い新たに設置することを考慮に入れること。

3. 適用法令等

- ・本事業に関連する法令、基準等を遵守すること。

(別紙1)

- ・各法令は、いずれも本事業実施における最新の法令を適用するものとする。
- ・参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、八峰町と協議のうえ決定すること。

4. 要求水準書

- ・別紙2「設計仕様書」に基本的条件を示しているので、同等以上とすること。

5. 要求水準の確認

- ・事業者は、定住促進住宅の設計図、構造計算書、特記仕様書、設計内訳書の設計書を定住促進住宅建設事業に関する要求水準書に従い作成し、その内容について着工前に八峰町の確認を得るものとする。
- ・事業者は、設計図書等を変更する場合には、事前に八峰町と協議し確認を得るものとする。
- ・事業者は、前項の変更が事業者の帰責事由によらないものと認められる場合、八峰町に借上価格等の変更を求めることができる。
- ・八峰町は、工事が設計図書等に従い遂行されていることの確認のため、各種検査の実施又は、各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。
- ・八峰町は、建物の完成後において完了検査を行う。
- ・事業者は、完了検査を受けた後、正本された完成図書を八峰町に3部提出すること。